

枚方市学校園安全共済会会則

(名称) 第1条 この会は、枚方市学校園安全共済会と称する。

(事務所) 第2条 この会の事務所は、枚方市教育委員会内に置く。

(目的) 第3条 この会は、市立学校園の管理下における災害に関して、第5条(入会)の定めに基づいて入会した会員に属する園児・児童・生徒に対して必要な給付を行う互助共済組織として学校教育活動の円滑を図ることを目的とする。また、市立学校園の管理下における災害への予防教育活動を合わせて行うものとする。2 市立学校園の管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用範囲とする。

(会員資格) 第4条 この会の会員資格は、市立学校園に在籍する園児・児童・生徒をもつ保護者全員を対象とする。

(入会) 第5条 入会に際しては、会の趣旨に賛同し入会手続き期間内に入会届を提出し、所定の期日までに会費を納入するものとする。

2 この会への中途入会は、原則受け付けないものとする。但し、新たに市立学校園に転入してきた園児・児童・生徒をもつ保護者と、理事会で承認を得た保護者は中途入会を認める。

(退会) 第6条 会員に属する園児・児童・生徒が市立学校園より転出した時点において、会員は自動退会とする。ただし、任意退会を希望する場合は、退会届を共済会事務局に提出し、受理された時点で退会できる。尚、如何なる理由に拘わらず、既に納付した会費は返金しない。

(役員) 第7条 この会に次の役員を置く。(1)理事長1名 (2)副理事長2名 (3)理事若干名 (4)会計監査2名

(役員の職務) 第8条 理事長は、この会を代表し、理事会の決定に基づき会務を総括する。2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。3 理事は、理事会を構成し、会務を審議決定する。4 会計監査は、会計を監査する。

(役員の選出) 第9条 理事長は、理事の互選により選出する。ただし、選出母体を枚方市PTA協議会と校長会・園長会及び教育委員会事務局とする理事の中から選出する。(1)枚方市PTA協議会 (2)校長会・園長会 (3)教頭会 (4)養護教諭部会 (5)教育委員会事務局 4会計監査は、枚方市PTA協議会及び校長会から選出する。

(役員の任期) 第10条 役員の任期は1年とする。ただし、後任者が選出されるまでの間、その職務を行なうことができる。2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。3 役員の再任は、妨げない。

(事務局) 第11条 この会の会務を処理するために事務局を置く。2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。3 事務局は、必要に応じ参与を置くことができる。

(会議) 第12条 この会の会議は次のとおりとする。(1)総会 (2)理事会 (3)審査委員会 2 総会は、理事長より委任を受けた保護者代表7名(幼稚園1名・小学校5名・中学校1名)と理事長、副理事長、理事、会計監査をもって構成し、次の事項を決定する。

(1)事業計画及び収支予算の決定 (2)事業報告及び収支決算の承認 (3)その他この会の運営に関する重要な事項3 総会は原則として年1回行うものとし、理事会は原則として毎学期ごとに1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時に総会及び理事会を開催することができる。4 総会及び理事会は、構成人員の2分の1以上で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、委任状は出席数とする。5 審査委員会は、事務局の要請により理事長が必要と認めた場合、隨時開催することができる。委員の構成は、理事のうち校長から1名、養護教諭から1名、枚方市PTA協議会から1名の計3名で構成する。この審査委員会では、給付の基準など、事務局では判断しにくい内容について、給付対象にするべきかどうか等を、厳正に審査するものとする。

(専決) 第13条 理事長が必要と認める緊急な事項は、理事会を経て専決することができる。ただし、次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(会計) 第14条 この会の会計は、会費及びその他をもってこれに充てる。

(会費) 第15条 この会の会費は、毎年5月1日現在の在籍児童・生徒1人につき年間250円とする。ただし、園児は100円とする。尚、第5条第2項に定める中途入会者の会費も上記と同額とする。2 要保護、準要保護家庭の園児・児童・生徒の会費は、枚方市学校園安全共済会事業基金より拠出する。3 会費は、保護者個人負担とし、市立学校園でまとめて納入するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、理事会の承認を得て免除することができる。

(事業) 第16条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)補填料の給付 (2)移送料の給付 (3)医療費の立替貸付 (4)障害見舞金・死亡弔慰金の給付 (5)その他第3条に定める目的の達成に必要と思われる事業 2 この会が行う給付事業に関しては、受益者負担の互助共済として、給付対象は会員に属する園児・児童・生徒のみとする。給付事業以外に関しては、市立学校園の園児・児童・生徒全員を対象とする。

(行政との関係) 第17条 この会は、会の目的及び事業の性格上、枚方市並びに枚方市教育委員会の本会に対する理解と協力を求め、本会育成のため積極的な行政上の指導と援助を受けることができる。

(事業遂行規定) 第18条 第16条各号の事業遂行に関する規程は、別に定める。

(事業年度) 第19条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更) 第20条 この会則の変更は、総会の承認を得て行なうことができる。

附則 この会則は、昭和50年10月7日より施行する。(中略)この会則は、令和5年4月15日から施行する。尚、令和5年4月15日付けの改定に伴い、下記の特例対応を実施する。1. 第5条(入会)に関する規定、並びに第15条(会費)に関する規定は、令和5年度の事業年度に遡って適用する。2. 会則改定に伴い、新たに当共済会の運用規定を設ける。